様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2024年　12月　10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃときわしょうかい  一般事業主の氏名又は名称　株式会社常盤商会  （ふりがな） うえむらいくお  （法人の場合）代表者の氏名 植村育夫  住所　〒755-0044  山口県宇部市新町12番1号  法人番号　3250001003445  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2024年　11月　22日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表場所：株式会社常盤商会ＨＰ  トップ＞会社概要＞DXへの取り組み＞デジタル技術が社会に与える影響、経営ビジョン(DXビジョン)、ビジネスモデルの方向性  https://www.siy.co.jp/company/dx.html | | 記載内容抜粋 | 当社は、変化の激しい時代において、必要な情報やサービスをタイムリーに提供し、お客様に感動を与えるとともに、競争優位性を高められるように、お客様のニーズを第一に考え、デジタルを活用して付加価値を提供できる企業を目指しています。中小企業においては、経営数字の把握に手作業が多いなど、データ集計に時間がかかるために、経験と勘に頼る判断が多い現状があり、データ利活用が十分とは言えません。これに対し、当社はデータ活用を前提に、業務効率化や営業スタイルの変革、経営数字の見える化に自らが取り組み、その取り組みから得た経験とノウハウを基に、お客さまのデジタル・データ活用による新しい価値創造を支援します。また、ICT企業として新しい技術の取り込みや開発における技術トレンドを見据え、常に技術スキルをアップデートし、お客様への提案活動へ生かしていくよう努めています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年11月13日取締役会において承認決議された内容を抜粋し具体的な戦略について当社ウェブサイトに掲載しております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2024年　11月　22日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表場所：株式会社常盤商会ＨＰ  トップ＞会社概要＞DXへの取り組み＞当社のDX戦略  https://www.siy.co.jp/company/dx.html | | 記載内容抜粋 | ＜データドリブン経営実現に向けた取り組み＞  当社はDXプラットフォームとして、基幹システムをはじめとした各種社内システムの連携を実現し、データの一元管理による経営数字・業績数字の見える化（経営ダッシュボード、業績管理ダッシュボード）に取り組んでいます。また、単純な経営数字の共有だけではなく、中小企業診断士資格を保有する社員による分析を高め、勘と経験による判断ではなく、数字、データに基づき収益力向上に向けた具体的なアクションへつなげ、労働生産性の向上を図っています。  さらに、SFA導入で営業情報を一元管理し、顧客データを戦略的に活用したデジタルマーケティングにもチャレンジし、効率的な案件開拓と営業スタイルの変革を推進しています。  ＜お客様へのDX推進提案＞  当社は、ハードウェア販売からサービス提供中心の事業構造へと変化を進めるため、長年のITシステムベンダーとしての経験と、自社でのDXプラットフォーム構築のノウハウを活かし、お客様に最適なDX推進プラットフォームを提案しています。特に中小企業向けに、データ活用を前提とした基幹システムと周辺システムの連携を推し進め、経営情報の見える化など具体的なDX支援を行います。また、産官学連携での画像解析技術を活かし、自治体や公共機関など幅広い業種で新しいサービスの創出を目指します。これにより、お客様への提案活動の付加価値向上を実現して参ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年11月13日取締役会において承認決議された内容を抜粋し具体的な戦略について当社ウェブサイトに掲載しております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表場所：株式会社常盤商会ＨＰ  トップ＞会社概要＞DXへの取り組み＞DX推進体制、DX人材育成  https://www.siy.co.jp/company/dx.html | | 記載内容抜粋 | 当社は、代表取締役を総責任者とするプロジェクトDXを立ち上げ、DX推進を進めています。戦略実現のため、経営数字の見える化とその分析手法の提供を目指し、中小企業診断士などの人材を育成・確保に取り組んでいます。また、産官学連携での新技術修得（例：衛星画像データ解析）の試みに加え、DX人材の採用拡大とスキル育成を推進。リスキリングを通じた組織再編やジョブ型雇用制度の促進により、柔軟かつ効果的なDX推進体制を構築しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表場所：株式会社常盤商会ＨＰ  トップ＞会社概要＞DXへの取り組み＞DX戦略推進に向けた環境整備  https://www.siy.co.jp/company/dx.html | | 記載内容抜粋 | 当社のIT投資予算では社内システムのデータを連携させるローコードシステム開発に重点的に配分しております。  さらにはSFA等の営業情報の共有を行うためのクラウドサービスやICTインフラにも投資予算を配分しております。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2024年　11月　22日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表場所：株式会社常盤商会ＨＰ  トップ＞会社概要＞DXへの取り組み＞DX戦略達成状況指標  https://www.siy.co.jp/company/dx.html | | 記載内容抜粋 | 2025年までに次の指標で取り組みます。  ・自社DXへの取り組みによる労働生産性向上を指標とします  ・DX提案スキル向上のため、DX検定・DXビジネス検定取得者数　8名→10名 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　11月　22日 | | 発信方法 | 公表場所：株式会社常盤商会ＨＰ  トップ＞会社概要＞DXへの取り組み＞DX推進進捗状況  https://www.siy.co.jp/company/dx.html | | 発信内容 | 当社におけるDX推進の取組及び進捗状況について代表取締役名にて発信しております。  ・DX人材育成  ・当社の労働生産性向上  ・DX提案スキル向上のためDX検定取得者数  ・その他 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　9月 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」に自己診断結果を記入し提出。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2010年　8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当社は、情報セキュリティを事業継続のための重要な経営基盤として位置づけ、以下活動を行っております。  ■ISMS情報セキュリティの活動推進  適用規格：ISO/IEC 27001:2013 ／ JIS Q 27001:2014  登録証番号：IS598705  登録日：2010年 8月27日　以降継続審査、認定取得  ■PMSプライバシーマーク認定活動  登録番号：第 17001693(06) 号  有効期間：2023年11月5日から2025年11月4日 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。